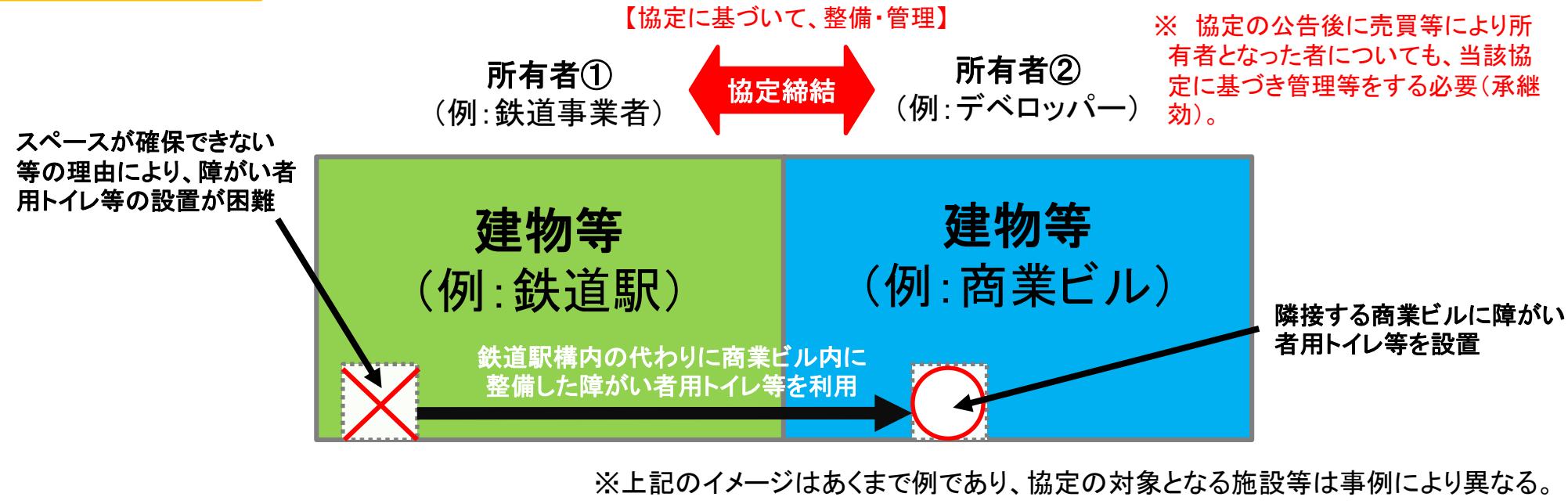


# 改正バリアフリー法に基づく移動等円滑化施設協定の概要

- **バリアフリー化(移動等円滑化)のための施設(障がい者用のトイレ、待合所等)の設置**が困難な建物等について、近接した建物等と連携したバリアフリー化を促進するため、以下の制度を設ける。

## 制度イメージ(例)



## 制度の概要

- 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地の土地所有者等は、その全員の合意により、移動等円滑化に資する施設の整備や管理等の事項を記載した「移動等円滑化施設協定」を締結することが可能。
- 法律に基づき市町村長による認可の公告がなされた当該協定については、その公告後に当該協定の対象である土地の所有者等となった者に対してもその効力が及ぶ(いわゆる「承継効」)

※上記のように「施設」ではなく、「経路」を整備・管理の対象としているのは、現行の「移動等円滑化経路協定」の制度であることに留意。